

2012 年 12 月 19 日

お客様各位

株式会社ベスト SHIPPING

IMDG コード改正(第 35-10)に関する御案内

貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2012 年 1 月 1 日より正式発効となります IMDG コード改正 (第 35-10) につきまして以下の通りご連絡致します。

本改正による主な危険物該当貨物

UN No.3166 内燃機関 又は 引火性ガス・液体を燃料とする自動車・バイク・建機等。

UN No.3171 蓄電池を動力源とする自動車・バイク・建機等 又は 装置。

Special Provisions (特別規定)961 の要件を満たし、別途 Letter of Indemnity を提出頂くことにより、非危険物として輸送される場合は、事前にご連絡頂けます様、お願い致します。

お客様においては、本改正に十分ご留意頂き、規制に応じた適切な申請・取り扱いを行って頂けます様、何卒御協力の程、宜しくお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

以上。

お問い合わせ先：

東京 :03-5439-3708 横浜 :045-633-7207 成田 :0476-33-1503 名古屋 :052-957-8200
大阪 : 06-6536-3116 神戸 : 078-325-2581 博多 : 092-451-2688